

渡部純三局長	御起立願います。礼。御着席ください。
寺井克之会長	<p>只今より、第258回総会を開会いたします。</p> <p>本日は、委員の過半数が出席されておりますので、法律第27条第3項の規定により、総会が成立いたしておりますことを御報告いたします。</p> <p>続きまして、本日の議事録署名人には小野地区の宮内祥二郎委員と、河野地区の竹田委員のお二人をお願いいたします。</p> <p>また、地元説明のため、味生地区の関谷推進委員、潮見地区の宮内光樹推進委員に御出席を願っています。</p> <p>よろしく願います。</p> <p>本日は、御手元に配布されております議案書のとおり、第1号～第11号までの11件の議案が提出されておりますが、事務局から件名の訂正がありますので、説明をいたします。</p>
越智徹主査	<p>御説明いたします。</p> <p>本日、第11号議案「地域計画（案）に対する専決処理報告」としておりましたが、正しくは、「地域計画（案）に対する意見について専決処理報告」となります。議案書の目次及び33ページ、最後の方になりますが件名のところに「意見について」を専決処理報告の前に追記していただければと思います。申し訳ありませんが訂正をお願いいたします。</p>
寺井克之会長	<p>よろしく願います。</p> <p>それでは、議案第1号～第3号までを議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
伊賀上大輔次長	<p>恐れ入りますが、こちらも議案書の訂正をお願いいたします。</p> <p>議案書2ページの議案第2号、番号6番の左から4列目の譲渡人のところが安高満雄となっておりますが正しくは安高満雄ほか2名でございます。</p> <p>訂正をお願いいたします。</p>

伊賀上大輔次長	<p>それでは、議案第1号と議案第2号を御報告いたします。</p> <p>令和7年1月26日～令和7年2月25日までに専決処理した案件は、4条届出が8件、5条届出が9件で届出内容は議案記載のとおりでございます。</p> <p>これらの届出につきましては、適法な届出となっておりますので、それぞれ届出日から5日以内に専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。</p> <p>続きまして、議案第3号を御報告いたします。</p> <p>1番、本件は残存小作でございます。</p> <p>本件は賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので解約後は賃借人が自作地として耕作するとしております。離作補償は無いとしております。</p> <p>2番、本件は、強化促進法により、令和5年6月1日に設定された賃借権でございます。本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は他の就農者へ貸すとしております。離作補償は無いとしております。</p> <p>3番、本件は、農地法により、令和6年6月10日に設定された賃借権でございます。本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は他の就農者へ貸すとしております。離作補償は無いとしております。</p> <p>4番、本件は、強化促進法により、令和6年4月1日に設定された賃借権でございます。本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は他の就農者へ貸すとしております。離作補償は無いとしております。</p> <p>以上でございます。</p>
寺井克之会長	<p>以上で説明が終わりました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
寺井克之会長	<p>それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第4号、「農地法第3条許可申請」について議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
伊賀上大輔次長	<p>お手元に審査基準1号～6号までを整理した農地法第3条調査票がございますの</p>

伊賀上大輔次長

で、あわせてご覧ください。

それでは、御説明いたします。

まず、本総会で御審議いただく新規農業の案件8件を、一括にて御説明いたします。

5ページの3番、4番、6番、6ページの10番、11番、7ページの13番、15番、19番の譲受人は新規農業者でございます。この度、申請地を取得及び借受け、新たに農業経営を始めたいとしております。

なお、本案件は、新規農業となる案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。

1番、譲受人は、農地約66アールを耕作する農家でございます。この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

2番、譲受人は、農地約282アールを耕作する農家でございます。この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

5番、譲受人は、農地約25アールを耕作する農家でございます。この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

7番、譲受人は、農地約213アールを耕作する農家でございます。この度、耕作利便な申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

8番、譲受人は、農地約5アールを耕作する農家でございます。この度、耕作利便な申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

9番、譲受人は、農地約3アールを耕作する農家でございます。この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

12番、譲受人は、農地約251アールを耕作する農家でございます。この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

14番、譲受人は、農地約132アールを耕作する農家でございます。この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

16番、譲受人は、農地約2アールを耕作する農家でございます。この度、耕作利便な申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

17番、譲受人は、農地約36アールを耕作する農家でございます。この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

18番、譲受人は、農地約32アールを耕作する農家でございます。この度、耕作利便な申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

20番、21番は譲受人が同一人ですので、あわせて御説明いたします。

譲受人は、農地約28アールを耕作する農家でございます。この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

伊賀上大輔次長	以上でございます。
寺井克之会長	<p>それでは、地元委員から補足説明をお願いします。</p> <p>新規農業の案件は8件で、3番、4番、6番、10番、11番、13番、15番、19番であります。3番、4番は、譲受人が同一人であり、所在地が小野地区でありますので宮内祥二郎委員から説明をお願いします。</p>
宮内祥二郎委員	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>先ほど、事務局から説明がありました、3番、4番の案件について譲受人は、この度、小野地区に於いて新たに農地を取得し、レモンを生産し、農地の維持、事業拡大のため、農業を行いたいと申請に至ったものであります。地区審査において、事業内容や営農体制を確認いたしましたところ、真剣に農業に取り組む姿勢が感じられ、地域の取り決めに遵守するとのことでもありましたので、地元としては了承いたしました。</p> <p>なお、本会での御審議をよろしくお願いいたします。</p>
寺井克之会長	6番は、所在地が久谷地区でありますので藤岡委員から説明をお願いします。
藤岡正勝委員	<p>先ほど、事務局から説明がありましたとおり、譲受人は、久谷地区にお住まいで、この度、同地区内の申請地を譲受け、新規に農業を始めたいと申請に及んだもので、地区審査においても真剣に農業に取り組む姿勢が見られましたので、地元としてはこれを了承いたしました。</p> <p>なお、本総会での御審議、よろしくお願いいたします。</p>
寺井克之会長	10番は、所在地が味生地区でありますので関谷推進委員から説明をお願いします。

<p>関谷治夫推進委員</p>	<p>先ほど、事務局から説明がありましたとおり、譲受人は、生石地区にお住まいで、この度、申請地を借受け、新規に農業経営を始めるものです。</p> <p>幼少の頃から実家の農業を手伝っており、現在は JA えひめ中央新規就農研修センターで果樹栽培の知識と技術を学んでいます。地区審査においても真剣に農業に取り組む姿勢が見受けられましたので、地元としては了承いたしました。</p> <p>なお、本総会での御審議、よろしくお願いいたします。</p>
<p>寺井克之会長</p>	<p>11番は、所在地が潮見地区でありますので宮内光樹推進委員から説明をお願いします。</p>
<p>宮内光樹推進委員</p>	<p>それでは、説明させていただきます。</p> <p>先ほど、事務局から説明がありましたとおり、譲受人は、潮見地区にお住まいで、この度、同地区内の申請地を譲受け、新規に農業を始めたいと申請に及んだもので、地区審査においても真剣に農業に取り組む姿勢が見られましたので、地元としてはこれを了承いたしました。</p> <p>なお、本総会での御審議、よろしくお願いいたします。</p>
<p>寺井克之会長</p>	<p>13番、15番は、所在地が難波地区でありますので高橋委員から続けて説明をお願いします。</p>
<p>高橋清委員</p>	<p>難波地区は13番と15番をあわせて御説明いたします。</p> <p>先ほど、事務局から説明がありましたとおり、本件譲受人は、それぞれ難波地区の農地を借り受けて、新規に農業を始めたいと申請に及んだもので、農業に対する意欲も充分に見受けられましたので、これを了承いたしました。</p> <p>なお、本総会での御審議をよろしくお願いいたします。</p>
<p>寺井克之会長</p>	<p>19番は、所在地が河野地区でありますので竹田委員から説明をお願いします。</p>

竹田和司委員	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>先ほど、事務局から説明がありましたとおり、本件譲受人は、河野地区の農地を借り受け、新規就農をお考えであります。農業に対する意欲も充分に見受けられましたので、これを了承いたしました。</p> <p>なお、本総会での御審議をよろしく願いいたします。</p>
寺井克之会長	<p>事務局並びに地元説明が終わりました。</p> <p>本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
寺井克之会長	<p>それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第5号、「農地法第4条許可申請」について議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
山岡美明副主幹	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>1番、本申請人は、農地約8アールを耕作する農業者です。申請地近隣の住民や企業の従業員から駐車場として利用したいとの要望が寄せられており、既に予定台数の半分以上の予約を受けています。今後の営農などを含め生活設計上必要であることから、申請地を貸駐車場として利用したいと申請に及んだものです。</p> <p>本申請地の農地区分は、住宅・事業所等が連たんしている区域に近接する区域で、おおむね10ヘクタール未満の農地であることから、第2種農地と判断されます。</p> <p>2番、本申請人は、農地約151アールを耕作する農業者です。</p> <p>昨年、自宅が全焼し、自宅の再建が必要となっておりますが、元々自宅があった土地は接道が無く、建築が困難であるため、本申請地に個人住宅を建築したいと申請に及んだものです。</p> <p>本申請地の農地区分は、睦月港から、おおむね300メートル以内に位置することから、第3種農地と判断されます。</p> <p>以上でございます。</p>

山岡美明副主幹	御審議よろしく申し上げます。
寺井克之会長	<p>以上で説明が終わりました。</p> <p>本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
寺井克之会長	<p>それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>この案件につきましては県許可分であります。</p> <p>直ちに意見を付して県知事に送付させていただきます。</p> <p>次に、議案第6号、「農地法第5条許可申請」について議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
山岡美明副主幹	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>1番、本件受人は、議案書記載の内容にて分家住宅を建築したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。</p> <p>本申請地の農地区分は、住宅・事業所等が連たんしている区域に近接する区域で、おおむね10ヘクタール未満の区域内にある農地であることから、第2種農地と判断されます。</p> <p>2番、本件受人は、議案書記載の内容にて分家住宅を建築したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。</p> <p>本申請地の農地区分は、住宅・事業所等が連たんしている区域に近接する区域で、おおむね10ヘクタール未満の区域内にある農地であることから、第2種農地と判断されます。</p> <p>3番、本件受人は、産業廃棄物の収集運搬や解体工事、土木工事業等を行う法人です。土木事業の受注業績向上に伴い、土木資材の量や種類が増加していることに加え、価格高騰の影響から、事前に一定量を確保する必要があることから、既存の施設では賄いきれなくなっています。そこで、既存施設に隣接する本申請地を、露天資材置場及び露天駐車場として利用したいと申請に及んだものです。</p>

<p>山岡美明副主幹</p>	<p>本申請地の農地区分は、住宅・事業所等が連たんしている区域に近接する区域で、おおむね10ヘクタール未満の区域内にある農地であることから、第2種農地と判断されます。</p> <p>また、申請面積が1,000平方メートル以上の案件ですので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。</p> <p>なお、申請面積が3,000平方メートルを超える案件ですので、今月28日に開催される愛媛県農業会議の意見を聴く必要があります。</p> <p>4番、本件受人は、議案書記載の内容にて分家住宅を建築したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。</p> <p>本申請地の農地区分は、住宅・事業所等が連たんしている区域に近接する区域で、おおむね10ヘクタール未満の区域内にある農地であることから、第2種農地と判断されます。</p> <p>5番、本件受人は、議案書記載の内容にて分家住宅を建築したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。</p> <p>本申請地の農地区分は、住宅・事業所等が連たんしている区域に近接する区域で、おおむね10ヘクタール未満の区域内にある農地であることから、第2種農地と判断されます。</p> <p>6番、本件受人は、河野地区にある宗教法人です。</p> <p>当該寺院では、法事や各種の集いなどの際、多くの人が集まり、駐車場が不足しています。そこで、本申請地を転用し、新たに露天駐車場を確保したいと申請に及んだものです。</p> <p>本申請地の農地区分は、住宅・事業所等が連たんしている区域に近接する区域で、おおむね10ヘクタール未満の区域内にある農地であることから、第2種農地と判断されます。</p> <p>以上でございます。</p> <p>御審議よろしく申し上げます。</p>
<p>寺井克之会長</p>	<p>それでは、地元委員から補足説明をお願いします。</p> <p>3番の案件は、1,000平方メートルを超える案件で、所在地が久谷地区でありますので藤岡委員から説明をお願いします。</p>

藤岡正勝委員	<p>それでは御説明いたします。</p> <p>先ほど、事務局から説明がありましたとおり、申請人は、久谷地区にて、産業廃棄物の収集運搬や土木工事業などを行っている法人です。土木資材価格の高騰などのため、在庫を一定量確保する必要があることから、新たに露天資材置場及び露天駐車場を設置したいと申請に及んだものです。転用によって生じる被害の防除措置や運搬車両の大きさなど、地元住民への配慮も十分行うとのことでしたので、地元としては了承いたしました。</p> <p>なお、本総会での御審議をお願いします。</p>
寺井克之会長	<p>以上で説明が終わりました。</p> <p>本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
寺井克之会長	<p>それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>なお、この案件につきましては県許可分であります。直ちに意見を付して県知事に送付させていただきます。</p> <p>なお、3番は、3,000平方メートル以上の案件であるため、愛媛県農業会議の意見を聴いた後、県知事に送付させていただきます。</p> <p>次に、議案第7号、「令和6年度第12号農用地利用集積計画」について議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
越智徹主査	<p>本日の案件38件のうち、使用貸借権の設定は15筆、賃貸借権が30筆、所有権移転が32筆で、設定総面積は8万8,398平方メートルです。</p> <p>その内訳は、新規が23筆、更新が21筆、再設定が1筆、売買が10筆、贈与が22筆となっています。</p> <p>利用権設定について、設定欄が「更新」または「再設定」となっているものはこれまで利用権を設定していたものになりますので、「新規」のみ説明させていただきます。</p>

越 智 徹 主 査

きます。

12 ページ番号 4 及び番号 5 は譲受人が同一人のためあわせて説明いたします。

譲受人は約 418 アールを耕作する農地所有適格法人で、新たに賃借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。

13 ページ番号 11 から 14 ページ番号 17 までは譲受人が同一人のためあわせて説明いたします。

譲受人は約 420 アールを耕作する農業者で、中間管理一括方式にて、新たに使用賃借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。

15 ページ番号 23 から 16 ページ番号 25 までは譲受人が同一人のためあわせて説明いたします。

譲受人は約 267 アールを耕作する農業者で、新たに賃借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。

17 ページからは所有権移転になりますので譲受人単位で説明させていただきます。

番号 26 の譲受人は、約 192 アールを耕作する農業者で、田を贈与により取得し、経営規模を拡大するとしています。

番号 27、番号 28 及び 18 ページ番号 30 は譲受人が同一人ですのであわせて説明いたします。

譲受人は、約 382 アールを耕作する農業者で、田を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。

番号 29 の譲受人は、約 81 アールを耕作する農業者で、田を贈与により取得し、経営規模を拡大するとしています。

18 ページ番号 31 の譲受人は、約 41 アールを耕作する農業者で、田を贈与により取得し、経営規模を拡大するとしています。

番号 32 の譲受人は、約 93 アールを耕作する農業者で、田を贈与により取得し、経営規模を拡大するとしています。

19 ページ番号 33 の譲受人は、約 84 アールを耕作する農業者で、田を贈与により取得し、経営規模を拡大するとしています。

番号 34 の譲受人は、約 379 アールを耕作する農地所有適格法人で、畑を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。

番号 35 の譲受人は、約 95 アールを耕作する農業者で、畑を贈与により取得し、経営規模を拡大するとしています。

番号 36 の譲受人は、約 840 アールを耕作する農地所有適格法人で、樹園地を贈与

越智徹主査	<p>により取得し、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>番号37の譲受人は、約332アールを耕作する農業者で、樹園地を贈与により取得し、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>20ページ番号38の譲受人は、約91アールを耕作する農業者で、田を贈与により取得し、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>以上の計画の内容は、経営面積及び農作業従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>なお、松山市の公告日は、令和7年3月17日となっております。</p> <p>以上でございます。</p> <p>御審議のほどよろしく申し上げます。</p>
寺井克之会長	<p>以上で説明が終わりました。</p> <p>本件について御異議等ございませんか。</p>
崎山孝司委員	<p>議案の番号29、権利の種類は何だったですか。</p>
越智徹主査	<p>番号29は、議案記載のとおり贈与でございます。申し訳ありません。</p>
寺井克之会長	<p>よろしいですか。</p> <p>本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
寺井克之会長	<p>本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第8号、「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を議題といたします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>

越智徹主査	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>農地を相続し、相続人が相続税の納税猶予を希望する農地は、相続人が相続後も適正に耕作を継続する場合、租税特別措置法第70条の6第1項の規定により、相続税の納税を猶予することができる条件の一つを満たすこととなります。</p> <p>これは税務署の制度で、農業委員会は、農業委員会等に関する法律第6条第1項第3号の所掌事務により、猶予を受けようとする者が適格性を有するかどうかを判断し「適格者である旨の証明書」を交付することとなっていますので、本日の案件としております。</p> <p>なお、最終的に議案記載の農地の相続税の納税猶予を認めるかどうかにつきましては、税務署の判断となります。</p> <p>番号1、番号2の相続税の納税猶予を受ける相続人は、これまで農業に従事していたことなど、納税猶予を受ける適格性につきまして問題がない旨の、地元委員の副申書も添付され、農地も適正に耕作をされています。</p> <p>以上でございます。</p> <p>御審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
寺井克之会長	<p>以上で説明が終わりました。</p> <p>本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
寺井克之会長	<p>本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第9号、「農地法第3条の3の規定による届出専決処理報告」について議題といたします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
伊賀上大輔次長	<p>それでは御報告いたします。</p> <p>令和7年1月26日～令和7年2月25日までに、専決処理した案件は16件で、届出内容は、議案記載のとおりでございます。</p>

伊賀上大輔次長	<p>これらの届出につきましては、適法な届出となっておりますので、専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。</p> <p>以上でございます。</p>
寺井克之会長	<p>以上で説明が終わりました。</p> <p>本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
寺井克之会長	<p>本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第10号、「耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
越智徹主査	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>対象地については、荒廃農地の発生・解消状況に関する調査要領に基づく調査による農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断が必要であることから、本日御審議いただくことになりました。</p> <p>お手元に現地の状況を取りまとめた資料をお配りしていますので、ご覧ください。</p> <p>本日、御審議いただく案件は、東中島地区の案件でございます。私から状況を御説明させていただいた後、対象地の管轄の委員から補足説明をいただきまして、議案書に記載している対象地が農地に該当するか否かについての御審議をお願いします。</p> <p>番号1は、令和7年1月28日に土地所有者から農業委員会事務局に対して、非農地判断を依頼してきたものです。申請人から事前相談があり、令和7年1月9日に、所在地である東中島地区の松村博信委員と徳山年春推進委員、西中島地区の森政彦推進委員、神和地区の福田信次委員に事務局職員も同行し、現地調査を実施しました。</p> <p>2ページは、対象地を記載した地図の位置図です。</p>

越智徹主査	<p>3～13 ページは、登記簿の写しです。</p> <p>14～21 ページは、公図の写しです。</p> <p>22～38 ページは、上空写真及び対象地を撮影した写真です。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>御審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。</p>
寺井克之会長	<p>それでは、地元委員から補足説明をお願いします。</p> <p>所在地が東中島地区でありますので松村委員からお願いします。</p>
松村博信委員	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>令和7年1月9日に、私と東中島地区の徳山年春推進委員、西中島地区の森政彦推進委員、神和地区の福田信次委員と事務局職員で現地調査を行いました。</p> <p>申請地は東中島地区で、申し出のあった土地は、小浜甲 192 番、甲 1362 番、甲 1628 番、甲 1744 番、甲 1748 番、乙 217 番、乙 219 番、乙 909 番 1、乙 909 番 2 の合計 9 筆です。</p> <p>申請地は、主にみかんを栽培していた樹園地でしたが、急斜面で面積が広い一方、園地内は農機具や自動車が入るように整備されておらず、申請者の夫がほぼ一人で従事していたため、元々労力不足だったことに加え、約 20 年前に体調を崩して以降はさらに荒廃化が進み、現在は雑木等が繁茂して山林と一体化している状態でした。</p> <p>そのため、農地として復元するには、極めて困難であると考えられることから、農地性はないと判断しました。</p> <p>御審議のほど、よろしくお願い致します。</p>
寺井克之会長	<p>事務局並びに地元説明が終わりました。</p> <p>本件について全て「非農地」という判断で御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>

寺井克之会長	<p>本件異議なしと認め、関係先等へ判断結果を通知いたします。</p> <p>最後に、議案第11号「地域計画（案）に対する意見について専決処理報告」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
越智徹主査	<p>それでは、御報告いたします。</p> <p>本議案は前回第257回総会において、地域計画の公告前に再度農業委員会への意見聴取があり、目標地図に変更がなければ、専決処理とし、直近の総会で専決処理報告する旨議決されたものの報告になります。</p> <p>令和7年2月21日に文書にて、松山市より地域計画（案）に対する意見聴取があり、その中で目標地図については素案のとおりであるとの内容であったため、同日専決処理を行い、意見はない旨回答いたしました。</p> <p>以上でございます。</p>
寺井克之会長	<p>以上で説明が終わりました。</p> <p>本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
寺井克之会長	<p>それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>以上で、本日の提出議案11件の審議は全て終了いたしました。</p> <p>次に、事務局から連絡事項等あればお願いします。</p>
越智徹主査	<p>私の方から、連絡事項がございます。</p> <p>先日の雑草火災により、戒能豊和委員のビニールハウスの一部が火災に遭われました。そのため、農業委員会互助会より、お見舞金を贈りましたので、御報告させていただきます。</p>

戒能豊和委員	<p>2月20日にビニールハウスを10アール焼失しました。私の過失なのですが。その際、怪我はなかったのですがビニール等がほぼ全焼の状態、その後、互助会から見舞金をいただきました。この場をお借りしましてお礼を申し上げます。</p> <p>どうもありがとうございました。</p>
越智徹主査	<p>次に、中間管理事業法の案内について、農林水産振興課から説明がございします。</p>
石本遼主査	<p>松山市農林水産振興課の石本と申します。よろしくお願いいたします。</p> <p>私からは、令和7年度から運用が開始される農地中間管理事業法について、御説明させていただきます。お手元に資料を4枚配布させていただいておりますので、それに沿って御説明させていただきます。</p> <p>まず、1枚目の「中間管理事業法の案内について」と書いてある資料が一番上にあるかと思うのですが、本題に入る前に2枚目以降の資料から御説明させていただきます。</p> <p>2枚目の「令和7年度以降の農地貸借の手続について」をご覧ください。</p> <p>令和6年度までは、農地の貸借の手続は、農地法、農業経営基盤強化促進法（いわゆる基盤法）、農地中間管理事業法の3つの手続きがありましたが、令和7年度からは、基盤法と農地中間管理事業法の手続が統合され、手続方法が2つになります。この農地中間管理事業法の権利設定等を活用する要件としては、原則、借り手（耕作者）が地域計画の目標地図に位置付けられることなどが要件となっております。</p> <p>次に、3枚目と4枚目の資料、「農用地利用集積等促進計画の手続フロー（概要）」と「農用地利用集積等促進計画の事務処理の流れ（概要）」をあわせてご覧ください。</p> <p>手続としては、①貸し手と借り手の申出から始まり、②松山市がその内容を農用地利用集積等促進計画の案として作成し、農業委員会総会で意見聴取を行うという流れになります。その後、松山市が農地中間管理機構へ案を提出し、③地域計画外であれば利害関係人から意見聴取を行った上で、④農地中間管理機構が促進計画を認可申請し、⑤松山市が認可・公告をして、その際に農業委員会にも通知する、という流れになります。</p> <p>現時点で想定されている処理日数ですが、例として、4月10日の総会で意見聴取を行う場合と想定した場合は、貸し手と借り手から2月末までに①の申出をしていただき、3月18日までに②の松山市が促進計画の案を作成し、農業委員会に提出す</p>

石本遼主査	<p>るスケジュールで考えています。そして、⑤の認可されるのが5月10日となり、権利開始は6月1日になることを想定しています。</p> <p>よって、事務処理の総日数では70日とありますが、申出をしてから権利設定までの日数で考えると、約3箇月（90日）程度の期間がかかると考えています。これまでの基盤法がおおよそ2箇月程度かかっていたところなので、プラス1箇月時間がかかると想定しています。</p> <p>ここから本題の中間管理事業法の案内について御説明します。</p> <p>まず、「1. 新規就農者に対する農地法第3条の案内について」です。中間管理事業法の制度は、農業の実績がない新規就農者が活用することも可能ですが、これまで新規就農者には、まずは「地区審査」の手続がある農地法第3条の許可申請を案内してきました。「地区審査」は、農業委員会事務局が立ち合いのもと、地元の農業委員が新規就農者と面談し、権利設定等を行う農地を耕作できるかの確認をするものです。また、地域の共同作業やルールの説明を行うなど地域の世話役である農業委員との顔つなぎの機会を作るという機能もあり、地域と新規就農者の双方にとって、地域での営農活動や規模拡大を円滑に進めて行く上でメリットがあります。そういったことから、新規就農者には、これまでどおり、農地法第3条の許可申請を行うよう案内したいと考えています。</p> <p>続いて、「2. 中間管理事業法による贈与について」の御説明になります。</p> <p>令和7年度から中間管理事業法による所有権移転を行う場合は、有償の取引の売買は可能ですが、無償の取引の贈与については、これまで基盤法で利用できていたのですが、中間管理事業法ではできなくなります。そのため、贈与の場合は農地法第3条許可申請の手続を御案内させていただくことになります。</p> <p>なお、参考までに令和5年度の農業経営基盤強化促進法による所有権移転の件数は全体で56件、その内15件が贈与によるものです。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>ありがとうございました。</p>
越智徹主査	<p>何か、ご質問はございますか。</p> <p>最後に、次回の総会の日程についてです。</p> <p>通常総会となります第259回総会については、令和7年4月10日木曜日午前10時30分から、こちらの会議室で開催する予定ですのでよろしく願いいたします。</p> <p>以上です。</p>

寺井克之会長

以上をもちまして、第258回総会を閉会します。

渡部純三局長

御起立願います。礼。

午前11時11分閉会